

## 甲第 8 号証

名古屋共同法律事務所 FAX:262-7062  
御担当 弁護士 中 谷 雄 二 先生  
名古屋第一法律事務所 FAX:211-2237  
御担当 弁護士 森 田 茂 先生

平成26年1月24日  
名古屋市中区丸の内2丁目7番5号  
丸の内FSビル3階 木下・岡法律事務所  
(担当) 弁護士 木下 芳 宣  
(担当) 弁護士 北 條 愛  
TEL (052) 222-3881 FAX (052) 222-3880

ご 連 絡 書

冠省

当職らは、社会福祉法人 S 会（以下「同会」といいます）の代理人として、平成25年3月22日発生 of 事故（以下「本件事故」といいます）に関し、貴職らより同年10月25日付にていただきました「通知書」（以下「通知書」といいます）について、以下のとおりご連絡いたします。

通知書にて貴職らよりお問い合わせをいただきました点について、下記のとおりご回答いたします。

## 記

## 第1 今回の事故について施設として把握している事実

当日の鶴田早亨様（以下「早亨様」といいます）の動静等につき、施設が把握している事実は以下のとおりです。なお、以下に示す時刻は概ねのものであります。

- 6時頃 起床され、施設のM棟（男性利用者の居室部分）廊下にて朝食まで過ごされる。
- 7時20分頃 食堂に移動。
- 7時30分頃 職員の介助にて小鉢に一口ずつ提供し朝食（パン食）を一切れずつ摂取。落ち着いて全量を摂取される。  
その後食堂の席に座って過ごされる。
- 8時頃 M棟廊下へ移動し、介助にて歯磨きを行い、廊下にて落ち着いて過ごされる。
- 9時頃 洗面所廊下に座って職員が検温を行う。
- 9時20分頃 他の利用者と一緒に職員の誘導で共用部へ移動。  
他の利用者の移動中、天使の扉（施設外部へ出る三重の扉のうち、もっとも施設側にあり、建物外側からは施錠されており開扉できるが、建物内側からは施錠されており鍵が無ければ開けられない）に行かれたため、女性利用者対応中の職員が声をかけ共用部に誘導する。
- 9時25分頃 共用部の食堂、計29名の入所利用者とショート利用者5



名に対し9名の職員のうち7名の職員で指先運動を開始する。

早亨様は食堂でゴム通しを行う。

座っているときに天使の扉前に行こうとすることがあったため、声かけし食堂に誘導する。

9時30分頃 食堂にて失禁されたため、M棟にて着替えの介助を行う。その後再度食堂に誘導し指先運動の続きを行う。

すぐに立ってしまわれたため、その後はリズム運動で職員2名の見守りのなか食堂を歩く。

その後、職員1名と共に作業室に行きマット運動で職員介助のもと前転を行う。その後もリズム運動、マット運動、リズム運動と繰り返した後、席に誘導しコイン入れを始めたものの天使の扉前に行かれようとするため、声かけをして食堂へ戻る。その後もリズム運動中に天使の扉前に行かれようとするため声かけし戻ってリズム運動をするという行動を繰り返される。

9時50分頃 7名の職員は他の利用者の対応をしていたが、うち1名が早亨様の姿を確認し、靴下をはいていないことに気付く。

普段から靴下をすぐに脱いで手に持っていたが、このときは手にも持っていなかった。

10時頃 早亨様が靴下をはいていないことに気付いた職員が靴下をM棟へとりにいく。靴下をとって共用部へ戻ってきた職員が早亨様の姿がみえないことに付き、職員6名にて捜索する。

天使の扉以外に施設から外部へ出る扉である、グラウンドへ出る扉が施錠されていることを確認する。

10時15分頃 施設内にいないため、職員1名が施設外へ捜索に向かい、他6名が施設内を再度捜索する。

施設外へ捜索に向かった職員が、以前散歩の際に早亨様が入られた施設近くのセブンイレブンへ向かったが、姿はなかった。

10時18分頃 施設内を捜索していた職員が管理者に早亨様の姿が見えないことを報告するとともに、他4名の職員で施設外を捜索するよう副管理者が指示する。

10時23分頃 施設近くのスーパーより、早亨様がスーパー内のテナントにて無銭飲食し、ドーナツを詰まらせ意識がない状態であること・救急要請をした旨の電話が入り、総務の職員が対応し、すぐに職員を向かわせる旨伝える。

10時24分頃 スーパーより再度電話があり、早亨様の既往歴を聞かれたため、てんかん発作があること、現在職員がスーパーに向かっていることを伝える。

職員と管理者がスーパーに向かう。

セブンイレブンへ向かっていた職員へスーパーで見つかった旨電話で伝え、当該職員もスーパーへ向かう。



10時27分頃 職員2名がスーパーに到着したところ、早亨様の意識はなく、救急隊員が心肺蘇生などの対応を行っていた。

## 第2 どこに問題があったのか

施設建物から出る扉は、施設では天使の扉と呼んでいるものであり、建物外側からは施錠されておらず開扉できますが、建物内側からは施錠されており鍵が無ければ開けられない構造になっております。

しかしながら早亨様は本件事故前の、職員が靴下をとりに行ったわずかな間に、たまたま外側か内側から扉の開放がなされた際に、閉まりきる前の隙に施設建物外部へ出られたものと考えられます。なお、扉を開放した者は特定できませんが、施設職員であった可能性が高いと考えております。

## 第3 再発防止策

当方としましては、早亨様が隙をみて外へ出られたことが問題と考えておりますところ、さらなる安全対策をはかるため、上記のとおり、本件事故の当日中に天使の扉の開閉についてさらに安全確保ができるように検討して欲しいと業者に依頼しました。その後、施設外部へ出るための二つの自動ドアのうち内側のものについて、建物内部からはリモコンまたは事務室のボタンを押さなければ開かないように改造しました。

さらに、本件事故後、天使の扉の開閉時には最後まで扉が閉まるのを目視で確認することを徹底するよう施設職員に呼びかけるとともに、これに重点を置いた安全週間を実施しました。会議や朝礼などで、扉が完全に閉まるまで目視することは繰り返し管理者が伝えるとともに、自分の手で最後まで閉めるように、扉に現在も張り紙を張っています。

また、施設外側の正門、東門についても、本件事件後は東門は24時間閉門するようにし、正門は原則として夜10時頃～朝6時20分頃まで閉門しています。

以上

以上、ご回答いたします。

貴職においてご不明な点がございましたら、ご質問ください。

以上、よろしく願いいたします。

敬具